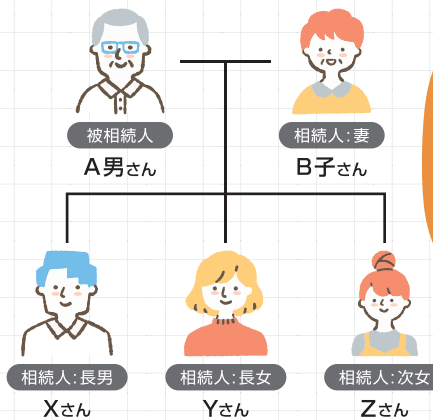


相続登記費用の事例紹介



実際にどれくらいの費用がかかるのか具体的な事例をご紹介します！



<モデルケース>
A男さんがお亡くなりになり、相続人の方々がA男さん所有の宅地建物と畑3筆の相続についてご相談にされました。

1

戸籍等収集費用

A男さんが筆頭者の戸籍のほか、すでに結婚して別の戸籍になっているXさん、Yさんの戸籍を収集しました。また、A男さんについては、出生時からのすべての戸籍を集める必要があり、全部で7通になりました。

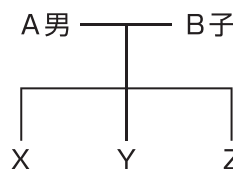
費用

- 戸籍・除籍等7枚
- 住民票除票1枚

約 **15,000円**

相続関係説明図作成費用

A男さんの『相続関係説明図』は概略で下のようになります。登記手の添付書類にもなります。



費用

1人 **3,000円** × 5人

15,000円

2

遺産分割協議書作成費用

『遺産分割協議書』には、A男さん所有の不動産5個のほか、預貯金3通の分割方法を定めました。不動産については、土地建物をB子さんが、畑をXさんが相続することとしました。

費用

基本 **6,000円** + 諸財産 **11,000円** + 相続人4人 **12,000円**

＝

合計 **29,000円**

3

登記費用

登記には登録免許税という税金がかかりますが、この税額は固定資産税の評価額に比例します。宅地と建物の固定資産税評価額は合計で1,000万円でした。畑3筆の固定資産税評価額は合計45万円でした。この場合の登記費用は右のようになります。

費用	登録免許税	登記手続費用	合計
B子さんへの所有権移転	40,000円	33,250円	108,400円
X子さんへの所有権移転	0円	34,150円	

※当面の間評価100万円以下の土地は免税です

以上から、費用の合計は次のようになりました。

- 1 戸籍等収集費用 **15,000円**
- 相続関係説明図作成費用 **15,000円**
- 2 遺産分割協議書作成費用 **29,000円**
- 3 登記費用 **108,400円**

総費用

167,400円

※報酬はすべて税別です